

事業系廃棄物 適正処理ガイド

廃棄物の処理が間違っていないですか？
業者任せにしているいませんか？



事業系廃棄物は、自治会(町内会)が管理するごみステーションに出すことはできません。

「**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**」では、事業者の責務として、次のことが規定されています。

- ・事業活動に伴って生じた廃棄物を**自らの責任**において**適正に処理**しなければならない。
- ・事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用を行うことにより**減量に努める**。
- ・廃棄物の減量その他適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の**施策に協力**しなければならない。

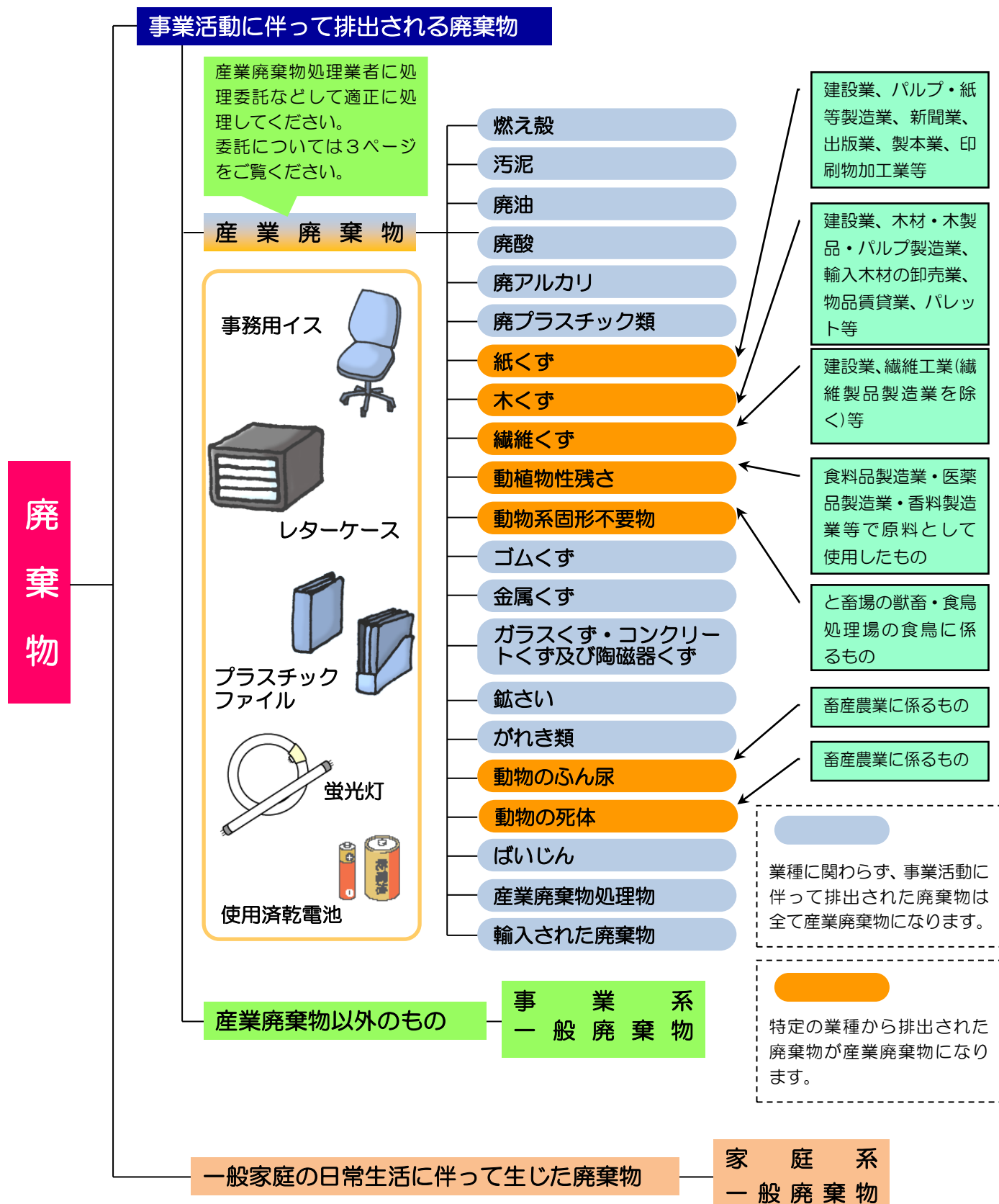
事業者は、事業系廃棄物の発生抑制・分別等の徹底とともに「排出者責任」を認識し、循環型社会の形成に向けた取組を行いましょ！

福 山 市

廃棄物の区分

事業系廃棄物のうち、市の処理施設に搬入することができるのは

事業系一般廃棄物のみです。



事業系一般廃棄物等の処理

※産業廃棄物以外のもの

ごみとして安易に排出するのではなく、減量とリサイクルに努めてください。

自治会（町内会）等が管理する、ごみステーションには出すことはできません。

分 別	収集運搬	搬 入 先
燃やせるごみ ※リサイクルできない紙類 カーボン紙  生ごみ ※十分に水切りをして出してください  写真 燃やせる粗大ごみ ※50 cm以上のもの  できる限りガラス・金属などを取り除いてください。	・一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託 ・自社による搬入	(有料) 福山ローズエネルギーセンター (☎084-981-2020) (箕沖町 107 番地 14) 
容器包装プラスチックごみ ※袋を2重にして出さないでください。  ペットボトル ラベルとふたをはずし ゆすいで出してください。 弁当容器 水で軽くゆすぐなどして、汚れを 取り除いて出してください。 不燃(破碎)ごみ 	・一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託 ・自社による搬入	(有料) リサイクル工場 (☎084-954-4170) (箕沖町 107 番地 2) 慶応浜埋立地（中継施設） (☎084-934-3247) (柳津町 2285 番地) プラスチック ごみ処理設備 (選別) 不燃性ごみ 処理設備 (破碎・選別) 
缶・びん・金属類  ※ふたは必ず取り除いて 出してください。 古紙類 	・資源回収業者による回収 ・一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託 ・自社による搬入	(民間施設) ●資源回収業者 ●古紙回収問屋 ※古紙類については、4ページの 「紙ごみの減量とリサイクル」 をご覧ください。

◎発火性・毒性・感染性があるもの等は処理できません。

◎福山市の処理施設の通常の受入時間は8：45～16：45です。

受入曜日は月～金曜日・日曜日（一部の祝日）

廃棄物を処理委託する場合の流れ

事業系一般廃棄物

一般廃棄物収集運搬業の許可を有する業者に委託する。

(廃棄物処理法第6条の2第6項)

許可業者については、

福山市 一般廃棄物 収集運搬

契約した一般廃棄物収集運搬業の許可業者が事業系一般廃棄物を収集します。



車両に福山市の許可の表示があります

収集された廃棄物は、ごみ種ごとに福山市の処理施設に搬入され処理されます。

※リサイクル可能な古紙類は、福山市の処理施設に持込むことはできません。

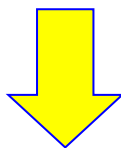


福山市の処理施設で処理した後の残渣は、埋立処分します。

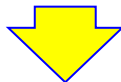


※廃棄物は分別を徹底し、リサイクルを進めることが埋立地の延命化につながります。

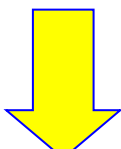
処理委託
契約



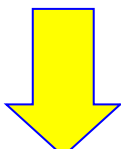
排 出



収集・運搬



リサイクル
または
中間処理



最終処分

産業廃棄物

産業廃棄物処理業の許可を有する業者に委託する。

(廃棄物処理法第12条第5項)

委託契約は必ず書面で行います。

※産業廃棄物処理業の許可は、廃棄物を収集運搬する(特別管理)産業廃棄物収集運搬業と、処分を行う(特別管理)産業廃棄物処分業に分けられ、取り扱える廃棄物の種類も定められています。

許可業者については、

ひろしま産廃ネット

契約した産業廃棄物収集運搬業許可業者が産業廃棄物を収集します。

引き渡す際には、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付しなければなりません。

注意点

- 車両の両側面に表示すること。
- 見やすく、鮮明であること。
- 識別しやすい色文字であること。
- 許可番号(下6桁)は許可業者のみ。

※白社運搬の場合、許可番号は異なります。

(参考)

産業廃棄物収集運搬車

〇〇〇〇〇〇会社

第〇〇〇〇〇号

収集車に産業廃棄物収集運搬車の表示があります。

契約した産業廃棄物処分業許可業者の施設に搬入され、中間処理、最終処分、又はリサイクルされます。

排出事業者は、排出した産業廃棄物の処分が完全に終わるまで処理責任があります。業者から戻ってきたマニフェストで適正に処理されているか確認してください。

・マニフェストは交付した日又は送付を受けた日から**5年間保存**してください。

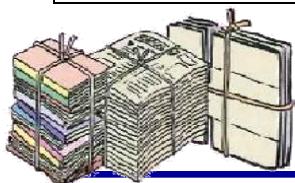
・契約書は契約が終了した日から**5年間保存**してください。

紙ごみの減量とリサイクル

「リサイクルできる紙」は、「資源」です。市の処理施設には搬入できません。

紙ごみの中には、OA用紙やカタログ等の再生可能なものがたくさんあります。ちょっとした努力と工夫により、減量効果がすぐに現れるのも紙ごみです。オフィスや店舗等で、紙の種類ごとに分別ボックスを設置するなど、紙ごみの積極的な分別により廃棄物の減量とリサイクルに努めましょう。

リサイクルできる紙		リサイクルできない紙（禁忌品）	
●新聞・チラシ	●OA用紙・封筒	●ワックス加工紙	●ビニールコート紙
●段ボール	●雑誌・カタログ類	●カーボン紙	●感熱紙
●包装紙	●紙袋・紙パック	●防水加工紙	●油紙
●機密文書	●シュレッダー紙など	●OHPフィルム	●写真など



資源回収業者へ



燃やせるごみとして処理してください

機密文書(個人情報含む)回収業者の例

名 称	所在地	電話番号
	土日の受入	機密書類の取り扱い
(株)かこ川商店	福山市神辺町大字川南 636-1	(084)963-1358 ※事前に連絡
	土:8:00~16:30	(製紙原料として)専用箱に入れ製紙会社へ引渡
(有)武山商店	福山市本庄町中一丁目 34-22	(084)925-1309 ※事前に連絡
	(平日のみ受入可能)	溶解先が溶解証明書を発行
(株)丸総商店	福山市曙町四丁目 2-14	(084)953-2288 ※事前に連絡
	(平日のみ受入可能)	(製紙原料として)要予約+証明書発行
(株)岩本商店 (福山工場)	福山市曙町六丁目 15-1	(084)983-0359 ※事前に連絡
	土・日・祝:8:00~17:00	古紙再資源化証明書を発行

生ごみ・食品ロス対策とリサイクル

無駄を省き効率的なごみ処理にご協力ください。

生ごみには、多くの水分が含まれており、出す前に水分をよく切ることでごみの減量につながるとともに、ごみ処理コストの削減にもつながります。また、近年、全国的な課題となっている食品ロスも安定的なごみ処理体制を脅かす存在になりつつありますので、次のような取組を実践することが必要です。



◆水切りなどにより、生ごみから徹底して水分を排除する。

◆期限切れの商品を減らすため、販売管理・在庫管理を徹底する。

◆食べ残しを減らすため、ばら売りや小盛りメニューを導入する。

◆見切り品をフードバンクに提供する。

◆生ごみを飼料・肥料などにリサイクルする。など

PCB含有電気機器の処理期限等について

◆ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法（以下、「PCB特措法」という。）

環境中に有害な影響を及ぼすポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物を、確実かつ適正に処理することを目的とした法律で、保管事業者にPCB廃棄物の保管状況や処分状況の届出、期限内の処分を義務付け、譲り渡しや譲り受けを原則禁止しています。高濃度PCB廃棄物の処分期限は終了しました。低濃度PCB廃棄物の処分期限は2027年（令和9年）3月31日です。

PCB廃棄物に関する最新の情報は、環境省のホームページをご覧ください。

<https://www.env.go.jp/recycle/poly/index.html>

◆PCB廃棄物等を保管・使用する事業者は、PCB特措法第8条により福山市長へ届け出なければなりません。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、特別管理産業廃棄物管理責任者を置くとともに、特別管理産業廃棄物保管基準に従い保管しなければなりません。

PCB廃棄物の保管状況届出等については福山市ホームページをご覧ください。

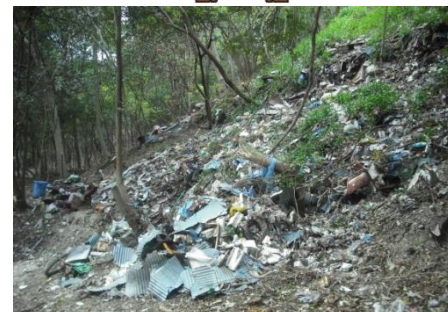
<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/kankyo/270995.html>



廃棄物の「不法投棄」「野外焼却」の禁止

廃棄物の不法投棄及び野外焼却（廃棄物処理基準に従わない野外での焼却）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されています。

これに違反した者、不法投棄及び野外焼却をする目的で廃棄物を収集・運搬した者は、懲役若しくは罰金、又はこの両方の罰則が適用されます。



事業系廃棄物に関わるQ&A

Q 廃棄物の収集運搬を委託するためには契約書を必ず作成する必要がありますか？

A 産業廃棄物に該当する場合は、産業廃棄物収集運搬業許可業者及び、産業廃棄物処分業許可業者、それぞれの契約書が必要となり、5年間保存する必要があります。事業系一般廃棄物の場合は、必ずしも契約書の必要性はありませんが、トラブル防止のためにも作成することをおすすめします。

Q 事務所の蛍光灯を交換したのですが、どのように処理すればよいですか？

A 事業所で取替えた蛍光灯は、産業廃棄物に該当しますので、取り扱える産業廃棄物収集運搬業許可業者及び産業廃棄物処分業許可業者に委託し、適正に処分してください。

Q 産業廃棄物を処理したいのですが、どこでマニフェストを購入すればよいですか？

A 一般社団法人広島県資源循環協会(082-247-8499)等で取り扱っています。業者へ委託しマニフェスト交付後、業者から戻ってきたマニフェストで廃棄物が適正に処理されているかを確認し、5年間の保存が義務付けられています。

また、公益社団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストもあります。電子マニフェストを利用する場合、排出事業者と委託先の収運業者、処分業者の3社が加入している必要があります。電子マニフェスト導入については、JWNETホームページをご覧ください。<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/practice/flow/step/index.html>

重要 排出事業者としての責任について

排出業者は、排出事業者としての自らの責任を果たす観点から、委託する処理業者を自らの責任で決定すべきものであり、また、廃棄物の処理委託の根幹的内容（委託する廃棄物の種類・数量、受託者に支払う料金、委託契約の有効期間等）の決定を第三者に委ねるべきではない、とされています。

違法な依頼などにより不適切な処理が行われたときは、事業者（排出者）の責任において現状回復のうえ、適正処理を行わなければなりません。

お問い合わせ先

経済環境局 環境部 廃棄物対策課

- ・一般廃棄物については、TEL（084）928-1073
- ・産業廃棄物については、TEL（084）928-1168